府　令

○内閣府令第五十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二　略 三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。 四～十六　［略］	（用地課の所掌事務） **第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二　同上 ［項を加える。］ 三～十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府　令・省　令

○内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、令第一号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改め、同条第二号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第二号」に改め、同条第三号中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改め、同条第四号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第四号」に改め、同条第五号中「第十八条第一項第五号」を「第十八条第五号」に改め、同条第六号中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第六号」に改め、同条第七号中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第七号」に改め、同条第八号中「第十八条第一項第八号」を「第十八条第八号」に改め、同条第九号中「第十八条第一項第九号」を「第十八条第九号」に改める。

第二条第二項第二号及び第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改め、同項第四号中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第六号」を「同条第六号」に改める。

第五条から第八条までを削る。

附　則

この命令は、平成三十年十一月十五日から施行する。

省　令

○総務省令第一号
文部科学省令第一号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「機構法第十八条第一項」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。第十二条において「機構法」という。）第十八条」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第十三条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）」に、「中期目標」を「中長期目標」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年十一月十五日から施行する。

○法務省令第二十八号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに同法第四十条第四項及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

法務大臣　山下　貴司

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令

（法定相続人情報）

第一条　登記官は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十条第一項の規定により長期相続登記等未了土地（法第二条第四項の特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地の所有権の登記名義人の死亡後三十年間を超えて相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記がされていない土地をいう。以下同じ。）の所有権の登記名義人となり得る者の探索を行った場合には、当該長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人に係る法定相続人情報を作成するものとする。